

札幌保健医療大学内部質保証推進委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、札幌保健医療大学（以下「本学」という。）学則第2条及び本学大学院学則第3条に基づいて、教育研究等の諸活動の改善、及び学修成果の向上に向けた取組みを恒常的・継続的に実施し、質保証を推進するために内部質保証推進委員会（以下「委員会」という。）を設置し、必要な事項を定めることを目的とする。

(審議事項)

第2条 委員会は本学の内部質保証推進に関する次の事項を審議し、必要な業務を行う。

- (1) 3ポリシー、及び内部質保証に係る方針の策定等並びに手続に関すること
- (2) 内部質保証システムの点検・評価に関すること
- (3) 内部質保証の体制、及び仕組みの機能向上に関すること
- (4) 3ポリシーに基づく教育活動の有効性に関すること
- (5) 教学マネジメント確立のためのアセスメント・ポリシーに関すること
- (6) 自己点検・評価の実施方針の策定に関すること
- (7) 全学に係る基本計画及び毎年度の実施計画等の点検・評価に関すること
- (8) 自己点検・評価活動の検証、及び検証内容に基づく改善・向上策の立案に関すること
- (9) 自己点検・評価報告書の作成及び公表に関すること
- (10) 自己点検・評価に係るデータの収集・調査・分析・対策に関すること
- (11) 第三者評価（認証評価、外部評価）に関すること
- (12) その他内部質保証に必要な事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 学部長
- (3) 研究科長
- (4) 図書館長
- (5) 教務部長
- (6) 学生部長
- (7) 学科長
- (8) 法人本部長
- (9) 大学事務局長
- (10) その他学長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 任期中に欠員が生じた場合は、これを補充し、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、学長とする。

3 委員長は、委員会を招集し議長となる。

(会議)

第6条 委員会は、委員の3分2以上の出席をもって成立する。

2 議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ意見を聴くことができる。

(下部組織)

第8条 委員会は、必要に応じて下部組織として専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関することは別に定める。

(委員会への報告)

第9条 委員会は、学科・研究科・委員会等の点検・評価結果の報告を受け、指導・助言を行うとともに、学校法人吉田学園監事（以下「学園監事」という。）の監査を受けなければならない。

(公表等)

第10条 委員会は、前条の学園監事の監査を受けた後、教授会、評議会及び理事会に報告しなければならない。

2 点検・評価結果は、報告書に取りまとめ本学ホームページ等で公表するものとする。

(所管事務)

第11条 委員会の事務は、総務課が所管する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議会を経て学長が行う。

附 則

1. この規程は、2023年8月1日から施行する。

2. 札幌保健医療大学大学評価委員会規程（平成29年4月1日施行）及び札幌保健医療大学自己点検・評価委員会規程（平成25年4月1日施行）は、廃止する。